

## 最新相続税申告実績 と今後の動向

国税庁発表の平成20年分相続税申告実績による課税割合は、平成16年以降5年連続4.2%で、平成6年分以降最低の水準で推移しています。

### (1)相続税の課税割合

平成20年の1年間の被相続人は約114万人で、相続税の課税対象となった被相続人は4万8千人、課税割合は前年同様4.2%でした。

### (2)相続財産額の構成

相続税の課税対象となった財産価格（課税価格）は10兆7,248億円であり、税額は1兆2,504億円となりました。課税価格を被相続人1人当たりでみると2億2,339万円（前年比98.5%）、税額は被相続人1人当たり2,604万円（前年比96.5%）となりました。相続財産の金額構成比は土地が49.6%、現預金等が21.5%、有価証券が13.3%の順となっており、相続財産に占める土地

の割合は、平成6年では70%超でしたが、平成18年から3年連続で50%を下回っています。平成21年度税制改正の「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」の創設によりこの納税猶予の特例を受けるものとして申告したのは、この期間中の発表では、被相続人ベースで45人、また、納税猶予額は56億円でした。この制度の利用度合いの今後の動向が注目されます。

### (3)留意事項

今回課税価格が増加したにもかかわらず、税額が減少したことについて、国税庁は「1人当たりの相続が小粒化し、累進課税による税率が低い相続が増加したため」と説明しています。

また、政権が交代したことにより、贈与税のあり方についても「現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点も含めて、(略)見直していく必要がある」としていますし、相続税のあり方についても「今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指す」としていますので、動向を注視しなければなりません。

### ナマの税務相談室

**Q** 平成14年に協議離婚をしたのですが、その協議内容は子どもに対する養育費月10万円、慰謝料300万円と居住用マンションを財産分与するというものでした。しかし、夫が購入時に借入れした負債問題の解決に時間がかかり、最近漸く目鼻がつきました。

**A** マンションについて内容を具体的に教えてください。  
私ども結婚したのは平成5年でしたが、翌年8,000万円でマンションを買いました。私の親が出資に見合った持分で登記し、夫は銀行から自分名義で4,500万円借金し持分は2分の1で登記しました。現在の残債は2,500万円です。このたびやっと、銀行との折衝で、私が夫の借入金を肩代わりすることで夫の持分が私に変わりました。財産分与の合意書も交わしました。

**A** つまり、夫の借入金を貴女が返済するということでの解決ですか、大変でしたね。

離婚は  
一度でいい

そうすると、貴女の取得した財産は時価で土地部分と建物で約3,000万円です。そして、肩代わり返済額との差額約500万円が財産

分与の金額です。

ところで、貴女が離婚に伴って受けた財産については、相当の金額の範囲ならば贈与税は課税されません。

財産分与は、夫婦が共同生活を通じて築いた共同の財産の清算と考えられます。今回のケースは全く問題ありません。

**Q** 別れた夫の方の課税関係はどうなりますか。

**A** 財産を分与した方の元配偶者は、離婚によって生じた財産分与義務が消滅するという経済的利益を対価とする譲渡になり課税されます。今回は収入3,000万円で、取得費を計算しますと建物の償却費を考慮し約3,500万円、譲渡所得はマイナスなので、課税にはなりません。

ナマの税務相談室